

固定資産税

本試験問題

〔第一問〕 —50点—

- 次の償却資産に対する固定資産税の課税団体について説明しなさい。
 - 移動性償却資産及び可動性償却資産
 - 大規模の償却資産
- 市街化区域内の農地及び生産緑地地区の区域内の農地に対する固定資産税の評価及び課税について説明しなさい。

〔第二問〕

- 内国法人であるX社が所有する次の航空機（日本国籍）は地方税法第389条第1項第1号に規定するその価格等を総務大臣が決定し、関係市町村に配分する航空機として指定を受けている。当該航空機に係る平成22年度分の固定資産税について、A市、B市、C市、D市、E市及びF町それぞれに納付すべき固定資産税額について計算過程を明らかにした上で算出しなさい。ただし、税率は標準税率によるものとする。

(20点)

航空機の状況

- 取得年月日 平成18年5月10日
- 取得価額 16,000,000,000円
- 改良年月日 平成19年7月5日
- 改良費 350,000,000円
- 総トン数 130トン
- 耐用年数 8年（減価率：0.250）
- 当該航空機が就航している定期航空路において寄航する飛行場に係る平成21年中の寄航回数
イ飛行場（A市にのみ所在） 150回
ロ飛行場（B市及びC市に所在） 250回
ハ飛行場（D市、E市及びF町に所在） 200回
- 飛行場の面積等

飛行場名	総面積 (㎡) (α)	α のうち 滑走路、 誘導路及び エプロンの 面積 (㎡)(β)	所在地の 市町名	α のうち 各市町に 所在する 面積(㎡) (γ)	β のうち 各市町に 所在する 面積(㎡) (δ)
イ飛行場	250,000	150,000	A市	250,000	150,000
ロ飛行場	1,000,000	400,000	B市	600,000	320,000
			C市	400,000	80,000
			D市	200,000	70,000
ハ飛行場	400,000	80,000	E市	150,000	0
			F町	50,000	10,000

- 本航空機は、地方税法第349条の3及び附則第15条に規定する航空機に対する課税標準の特例措置の適用を受けない航空機である。

TAC予想問題

●実力完成答練 第2回 〔第一問〕

- 地方税法第389条第1項第1号の規程によって総務大臣が指定した航空機に対して課する固定資産税の課税標準と課税団体について説明しなさい。

●全国公開模試 〔第一問〕

- 宅地及び農地に係る負担調整措置に関する下記の固定資産税の規定について、説明しなさい。

- ⋮
- 農地調整固定資産税額
 - 市街化区域農地調整固定資産税額
 - ⋮
 - 市街化区域農地据置固定資産税額

●実力完成答練 第4回 〔第二問〕

- 次の資料に基づきX株式会社が所有する償却資産に対してR市が課する平成22年度分の固定資産税額を計算過程を明らかにした上で算出しなさい。税率は標準税率とし、免税点は地方税法第351条本文の免税点によるものとする。(10点)

【資料】

- X株式会社は、航空機M及び機械装置Nを所有している。
なお、航空機Mは地方税法第389条第1項第1号に規定するその価格等を総務大臣が決定し、関係市町村に配分する航空機として指定を受けている。
- 航空機M
(1) 取得年月日 平成21年3月20日
(2) 取得価額 53,700,000円
(3) 耐用年数 8年
(法定耐用年数8年に基づく減価率：0.250)
(4) 航空機Mは、地方税法附則第15条第4項に規定する地方的な航空運送の用に供する航空機として総務省令に定めるものに該当する。
(5) 航空機Mの平成21年のr空港（R市及びT市所在）及びs空港（S市所在）への寄航回数及び平成22年のr空港及びs空港への寄航予定回数は、以下のとおりである。

	平成21年	平成22年
航空機M	r 空港 60回	r 空港 50回
	s 空港 40回	s 空港 50回

- r 空港の各市における当該飛行場の面積及び各市における飛行場の滑走路、誘導路及びエプロンの面積は、以下のとおりである。

	R 市	T 市
飛行場の面積	250万㎡	150万㎡
滑走路、誘導路 及びエプロンの面積	80万㎡	40万㎡

スバリの的中!